

## 南三陸町木質バイオマスエネルギー利活用推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、木質バイオマスストーブ及び木質バイオマスボイラー（以下「木質バイオマス設備」という。）の普及を推進することにより、森林資源の有効活用を図り、もって環境に配慮した循環型社会を実現するため、予算の範囲内において南三陸町木質バイオマスエネルギー利活用推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、南三陸町補助金等交付規則（平成17年南三陸町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質バイオマスストーブ 薪、チップ、ペレット等の木質バイオマスを燃料とする暖房器具をいう。
- (2) 木質バイオマスボイラー 薪、チップ、ペレット等の木質バイオマスを燃焼させて得た熱を水に伝え、水を水蒸気又は温水に変える熱交換装置を持った熱源機器をいう。
- (3) 事業所 生産及び営業活動の用に供する建物をいう。
- (4) 生産施設 農林水産業の一次産品を生産し、又は加工の用に供する施設をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であって、補助金の交付申請と同一年度内に木質バイオマス設備の設置を完了できるもの
  - ア 町内に存する住宅、事業所又は生産施設（以下「建物等」という。）を所有している者であって、当該所有している建物等に木質バイオマス設備を設置するもの
  - イ 自らが所有しない建物等に、その所有者から書面による承諾を得た上で木質バイオマス設備を設置する者

- (2) 町税に滞納がない者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は規則第4条第1項の規定による南三陸町木質バイオマスエネルギー利活用推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

- 2 規則第4条第2項の規定により前項の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 木質バイオマス設備の仕様書又はカタログ
- (2) 見積書の写し（購入費及び設置工事費等の内訳が分かるもの）

- (3) 設置予定箇所が分かる写真、建物等の位置図及び平面図等
  - (4) 申請者が町税に滞納がないことを証明する書類（完納証明書）
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金を交付することが適当と認めた場合 南三陸町木質バイオマスエネルギー利活用推進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）
  - (2) 補助金を交付することが適当でないとして認めた場合 南三陸町木質バイオマスエネルギー利活用推進事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）
- （変更承認申請）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた内容に関し次に掲げる変更が生じた場合には、速やかに南三陸町木質バイオマスエネルギー利活用推進事業費補助金変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費が増額となる変更
  - (2) 補助対象経費の20パーセントを超える減額
  - (3) 事業内容の重要な部分の変更
- （変更承認）

第8条 町長は、前条の規定により変更承認申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、南三陸町木質バイオマスエネルギー利活用推進事業費補助金変更承認通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条第1項の規定による実績報告書の様式は、南三陸町木質バイオマスエネルギー利活用推進事業費補助金実績報告書（様式第6号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 設置完了写真
  - (2) 補助対象経費に係る領収書及び内訳書の写し
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定及び交付）

第10条 町長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定するとともに、補助金額の確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、補助事業者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、補助事業者に対し補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月16日から施行する。

別表 (第4条関係)

種 別	補助対象経費	補助率及び限度額
木質バイオマスストーブ	本体の購入及び設置に要する経費とする。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1台につき25万円を限度とする。
木質バイオマスボイラー	本体の購入及び本体と一体として利用する設備の購入並びに設置に要する経費とする。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1,000万円を限度とする。